

事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県私立学校主管課
国公立大学法人担当課
各都道府県・市町村認可外保育施設主管課
各都道府県・市町村保育主管課

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における
危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について

この度、宮城県登米市の認定こども園において、刃物を持った男が敷地内に侵入するという事案が発生しました。当該認定こども園においては、園の危機管理マニュアルに基づき、不審者発見後、園庭にいた子どもを屋内に速やかに避難させるなどの対応を行っており、園児及び職員に怪我などはなかったとのことです。また、不審者を想定した訓練も実施していたとの報告も受けております。

認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）、保育所、認可外保育施設及び小学校における危機管理（不審者侵入時の対応）については、法令や各府省が定めるガイドライン等において、必要な対応や留意すべきポイント等を示しているところです（別添 1 参照）。

つきましては、上記の別添 1 を踏まえつつ、下記のとおり危機管理（不審者侵入時の対応）を徹底することについて、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園、小学校及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に

対して、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設主管課におかれては所管の認可外保育施設に対して、周知されるようお願いします。

記

- ① 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全教職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ること。

特に、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容、教職員等の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があることから、全教職員等が揃わない時間帯等においても、状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図ること。また、不審者を刺激させないほか速やかな避難行動を行うことができるよう、役割分担に応じて子どもに分かりやすい指示で安全に誘導することや、あらかじめ決めておいた文言を放送等で知らせること。

- ② 門、囲障（塀やフェンス等）、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視システム、通報機器等の作動、不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認すること。

なお、各施設における防犯対策の強化については、「保育所等整備交付金（保育所等防犯対策強化事業）」（厚生労働省事業）、「学校安全総合支援事業」（文部科学省事業）や「私立幼稚園施設整備費補助金（防犯対策工事）」（文部科学省事業）等による補助を実施しており、これらを活用されたいこと（別添2参照）。

- ③ 様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるなど、子どもが緊急時の対処の仕方を身につけられるよう取り組むことが必要であること。

特に認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容等が多様であること、子どもの身体発育や精神的機能の発達が十分ではないことなどの特徴があることに留意しながら、様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、子どもの発達の実情に応じて行うこと。

- ④ 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておくこと。

【問合せ先】

●認定こども園に関する事

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

tel：03-5253-2111（内線 38446）

●幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）及び小学校における安全管理に関する事

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

tel：03-5253-4111（内線 2966）

●幼稚園に関する事

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課 企画係

tel：03-5253-4111（内線 3136）

●特別支援学校（幼稚部・小学部）に関する事

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係

tel：03-5253-4111（内線 3716）

●保育所の事件及び事故に関する事、認可外保育施設に関する事

厚生労働省子ども家庭局総務課

少子化総合対策室指導係

tel：03-5253-1111（内線 4838）

●保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関する事

厚生労働省子ども家庭局保育課

企画調整係

tel：03-5253-1111（内線 4854）